

筑波町内会 細則



町内会活動推進上必要事項に関して本規則の定めによるものとする。

【細則の目的】 会則第5条（事業）に定める事業を円滑かつ公平に推進する事を目的とし細部を定める。

細則1 町内会の会費は年額 3,000円とする。

- 1 会費の対象期間は、会計年度とする。
- 2 上記会費における期中での「入会及び退会」の徴収額並びに返金額は以下とする。
当該翌月より年度末（3月）までの月数に250円を乗じた額とする。

細則2 役員及び委員の年間の手当は次の通りとする。

顧問	4,000円
会長	10,000円
副会長	7,000円
会計	7,000円
会計監事	2,000円
班長	2,000円 + (50円×戸数)
衛生委員	3,000円
夏祭り実行委員	2,000円

「追記」戸数の算出は6か月超の居住世帯を対象とする。

細則3 クラブ助成金

主たる会員が筑波町内会に所属する場合、会員数により次の通り助成する。

Aランク 6～10名	10,000円
Bランク 11名以上	20,000円
Cランク 子供育成会	40,000円

細則4 集会所使用料

使用料は次の通りとする。

1 使用料

(1) 会員

1時間当たり 500円

宴会 1回あたり 500円

(2) 営利を目的とした場合

1時間当たり 3,000円

(3) 他町内が使用する場合

2時間当たり 3,000円

2 その他

集会所の管理運営は別に定める「集会所の管理運営及び使用上の心得」による。

細則5 交通費等の支給

- 1 会員及び役員が会務により鴻巣地区（旧吹上町以外）へ出張する場合は、交通費として1,000円を支給する。
- 2 会員及び役員が鴻巣地区以外へ出張の場合は、その都度会長と会計で協議し、支給額を決定する。
- 3 会員及び同居家族の葬儀に会を代表して役員が参列した場合は、交通費として原則1,000円を支給する。

細則6 弔慰金

- 1 会員及び同居家族に弔事が生じた場合、当該の班長は担当副会長及び会長に連絡する。
- 2 会員及び同居家族の弔事に対して、香典として5,000円をお供えする。
- 3 香典返しは不要とし、また受け取らない。
- 4 町内会顧問、三役及び会長経験者の弔事に対しては、花輪又は生花をお供えする。生花の金額は中程度とする。
- 5 2及び4における香典差出人名及び供花者名は「筑波町内会」とする。

細則7 三役、会計監事、代表福祉委員及び福祉委員退任時の記念品贈呈

- 1 会長は在任1年を2,500円と計算し、上限を20,000円とする。
- 2 副会長及び会計は1年を2,000円と計算し、上限を20,000円とする。
- 3 会計監事は2,000円とする。
- 4 代表福祉委員は5,000円とする。
- 5 福祉委員は2,000円とする。
- 6 贈呈は、定期総会又は出来るだけ早い時期の役員会の席上で行う。
- 7 退任三役の配偶者には3,000円程度の記念品を贈呈する。

細則8 コミュニティ助成事業により整備した備品の管理運営は別に定める「筑波町内会[別記備品]管理運営規定」による。

付則 この細則は、平成17年 9月 1日より施行する。

改訂 平成18年 5月 7日施行

改訂 平成20年 4月 1日施行

改訂 平成23年 4月 1日施行

改訂 平成25年 4月 1日施行

改訂 平成28年 4月 1日施行

改訂 令和 3年 4月 1日施行

改定 令和 6年 4月 1日施行（下線挿入部追加）